

笠間市告示第 396 号

平成 27 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 27 年 5 月 26 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 27 年 6 月 2 日 (火)

2 場 所 笠間市議会議場

平成27年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 2日	火	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午前中）〕
6月 3日	水	休 会	議案調査
6月 4日	木	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 〔議会運営委員会開催〕
6月 5日	金	休 会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
6月 6日	土	休 会	
6月 7日	日	休 会	
6月 8日	月	休 会	常任委員会（建設土木）
6月 9日	火	休 会	議事整理
6月10日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月11日	木	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月12日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕
6月13日	土	休 会	
6月14日	日	休 会	
6月15日	月	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会 〔全員協議会開催〕

平成27年第2回  
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成27年6月2日 午前10時03分開会

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君	
副	市	長	久須美忍	君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	橋 本 正 男 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	櫻 井 史 晃 君
保 健 衛 生 部 長	友 水 邦 彦 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 枝 泰 文 君
市 立 病 院 事 務 局 長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
消 防 長	橋 本 泰 享 君
会 計 管 理 者	中 庭 要 一 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君

---

**出席議会事務局職員**

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

---

**議 事 日 程 第 1 号**

平成27年6月2日（火曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 委員会提出議案第5号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）

- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号））
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第45号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第46号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第48号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第49号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第53号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第15 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）かさまこども園建設工事）
- 日程第16 議案第55号 動産購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 日程第17 議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 請願・陳情について
- 日程第 5 委員会提出議案第 5 号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）

- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市一般会計補正予算（第 7 号））
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号））
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 7 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第 8 議案第45号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第46号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて
- 日程第10 議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第48号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 議案第49号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
- 日程第11 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第53号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第15 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）かさまこども園建設工事）
- 日程第16 議案第55号 動産購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車）
- 日程第17 議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）

---

午前 1 0 時 0 3 分開会

## 開会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第 2 回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日の会議に、地方自治法第121条第 1 項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

---

## 市長挨拶

○議長（藤枝 浩君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可をいたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 平成27年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともご多忙の中、定例会にご出席を賜りまして、お礼を申し上げる次第でございます。

さて、最近の地方を取り巻く環境についてであります。安倍総理は地方創生が内閣の最重要課題であると随所で発言し、今月6月に決定する地方創生の基本方針に、来年度に創設する新型交付金の概要を盛り込むこととしているところであります。

新型交付金は、各市町村が今年度中につくる総合戦略に盛り込んだ事業に使うことができ、交付後は戦略に盛った数値目標をもとに効果を検証し、事業見直しを求めたり、交付を変更したりすることとしております。

一方、新型交付金の創設に伴い、財源確保が課題となっており、各省庁の既存の補助金の削減や地方交付税の圧縮が懸念されているところであります。

総合戦略づくりでは、既に地域間競争は始まっており、戦略をつくる市の能力が試されているところでありますので、策定に当たりましては、人口減少、少子高齢化を初め、足元に根差す諸問題と真摯に向き合い、有識者会議や地方創生懇談会を踏まえて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本市における現在の市政運営について、幾つかご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、空き家対策についてでございます。

全国的に空き家の増加が問題となる中、先日、5月26日に国においては空き家対策の推進に関する特別措置法が全面施行されました。この特別措置法では、防災上の問題が懸念される空き家の所有者に対し、市町村は撤去や修繕、指導、勧告、命令ができ、命令に従わなければ強制的に解体ができると規定されております。

本市においては、平成25年度から適正管理に関する条例を制定し、これまで約2年間で135件の情報提供をいただき、行政指導により建物解体を含め適正管理状態に戻った案件が62件、うち解体撤去補助金を利用した案件が9件、現在指導継続中の案件が73件となっております。

また、空き家の利活用を目的とした空き家バンク制度につきましては、2年間で22件の空き家バンクへの登録があり、現在までの成約件数は9件となっております。

今後は、現在進めている本市の空き家対策の実情を踏まえながら、国の特別措置法に即した市条例の改正を含めた取り組み方針を決定し、より一層の住環境の保全に努めてまいります。

次に、企業誘致についてであります。昨年度新設した笠間市企業立地促進事業補助金等の活用により、新たな企業立地や既存企業の規模拡大など成果が出ているところであります。

茨城中央工業団地笠間地区に進出するリサイクル会社のジャパンテックについては、今月中旬に工事着工する運びであり、岩間工業団地ではチョコレート製造の不二製油が新工場を増設、笠間西工業団地でプラスチックフィルムを製造する大化学工業が、稲田石材団地に新たに倉庫を建設したところであります。

畜産試験場跡地も来年3月に排水工事が完了することとなっておりますので、引き続き企業訪問などPR活動を積極的に行い、企業誘致の推進に努めてまいります。

次に、筑波海軍航空隊記念館の存続要望についてであります。

既にご承知のことと思っておりますが、筑波海軍航空隊に関連する戦争遺跡の保存と、筑波海軍航空隊記念館の存続について、去る4月30日に茨城県知事及び茨城県議会議長へ、藤枝議長にも同行いただき、1万3,625名の署名を添えて要望してきたところでございます。

知事からは、今後の入館者の確保や維持管理経費について検討していく必要があるとの話がありました。

筑波海軍航空隊に関連する遺跡や資料は大変貴重であり、それらを保存し、その史実を後世に末長く伝えることは、私たちの責務であると考えております。

また、映画の撮影地として使用されたことによる知名度から、開館から1年4カ月で来場者が10万人を超す集客力のある観光財産であるとともに、地域振興を図る上でも重要な施設となっております。

今後、市としましては、これらの戦争遺跡の保存と記念館の存続に向けて、県や市の関係課により協議の場を設け、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、笠間市農業公社が地元農産物を使った食事を提供するアンテナ食堂かさま結マールが、5月18日に東京都文京区の東洋大学白山キャンパスにオープンいたしました。この食堂は学生以外も利用できる1,300席の日本一大きい学生食堂であり、本市ではこの食堂を首都圏の若者に笠間をPRする拠点として位置づけております。

オープン以来、5月30日までの12日間で993人のご利用をいただいております。今後は提供メニューをふやすほか、食堂でデザートやスイーツなどの加工品の販売や食のイベントを通じ、市のPR強化に努めていきたいと考えております。

次に、プレミアム付商品券の発行についてでございます。

市内における消費喚起と経済の活性化を目的としたプレミアム付商品券が、7月1日水曜日から、笠間市役所や商工会、市内郵便局など計25カ所で販売されます。一般向け商品

券は500円券24枚つづりを1セットとして、多子世帯向け商品券は500円券30枚つづりを1セットとして、1万円で販売するもので、総額5億3,100円となり、利用期間は7月1日から12月末までの6カ月間としております。

商品券の取り扱い店舗は6月1日現在で405店舗となり、商工会へも新たに6店舗加入したところであります。

今後多くの市民の皆さんに購入していただけるよう、商工会と連携して取り組んでまいります。

次に、各種検討委員会についてでございます。

本市は合併して10年を迎えようとしておりますが、新年度に向けて行政改革の中では各種使用料や手数料の見直し、さらには水道料金の統一化、消防団のあり方等の検討を進めているところでございます。今後も次の時代につながる持続可能なまちづくりに向けて取り組むべき課題を整理し、再検討し、事業をステップアップさせてまいりたいと考えております。

次に、提出議案等についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算関係の議案等につきましては、前年度末に専決処分しました一般会計を初めとする3会計の平成26年度補正予算の報告や、平成27年度笠間市一般会計補正予算(第1号)の補正予算案を上程するものであります。

一般会計補正予算(第1号)であります。歳入におきましては歳出関連の国県支出金や市債などを補正するものでございます。

歳出における補正の概要を申し上げますと、マイナンバー制度の導入に係る経費や児童クラブの待機児童の解消を図るための経費の増額補正を計上するとともに、国庫補助の内示による幹線道路等の事業費の減額補正などが主な内容となっております。

その結果、今回の補正額は1億3,483万9,000円の減額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は289億8,516万1,000円となります。

後ほど詳しく説明申し上げますので、何とぞ慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

---

## 議事日程の報告

○議長(藤枝 浩君) 直ちに本日の会議を開きます。

日程についてご報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番菅井 信君、6番畑岡洋二君を指名いたします。

---

## 会期の決定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきまして、去る5月26日に議会運営委員会を開催し、ご審議をいただいております。

ここで、議会運営委員長からご報告をいただきます。

委員長石松俊雄君。

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従いまして議会運営委員会から会議の報告を申し上げます。

当委員会は、5月26日、平成27年第2回笠間市議会定例会の会期日程について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、6月2日から15日までの14日間といたします。

初日の6月2日は、会期の決定、請願陳情の付託、議案の説明を受け、議案の一部について、質疑、討論、採決を行います。

4日は、議案質疑の後、各常任委員会への付託を行います。

5日は総務産業委員会と教育福祉委員会を開催いただき、8日に建設土木委員会の開催をお願いいたします。

9日は議事整理のため休会といたします。

10日、11日、12日の3日間で一般質問を行います。

最終日の15日は、各常任委員会に付託された議案等の審査結果について、各委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い、終了となります。

以上、報告を申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月15日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から6月15日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長からの報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

---

#### 諸般の報告について

○議長（藤枝 浩君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、平成26年度笠間市一般会計継続費の繰越繰越し及び繰越明許費について、平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計及び平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計の繰越明許費について、地方自治法第243条の3第2項の規定により一般財団法人笠間市開発公社及び笠間市農業公社、並びに笠間市工芸の丘株式会社の経営状況について、地方自治法第180条第2項の規定により専決処分報告についての書類が法令等に基づく報告事項としてまとめて提出されましたので、既に議案とともに配付しておきましたのでご了承願いたいと思います。

次に、3月定例会において議決された、手話言語法制定を求める意見書について及び高速道路通行料金値下げに関する意見書については、去る3月20日をもって衆参両院議長、内閣総理大臣、並びに各関係大臣宛送付しましたので、報告いたします。

---

#### 請願陳情について

○議長（藤枝 浩君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付してその写しをお手元に配付しております。これらの請願陳情につきましては、お手元に配付いたしました請願陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

---

#### 委員会提出議案第5号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第5、委員会提出議案第5号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長石松俊雄君。

○議会運営委員長（石松俊雄君） ただいまの議長の命に従い、委員会提出議案第5号 笠間市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年12月の市議会議員改選からの議員定数の削減に伴い、議員活動の範囲

が広がることから、より広範な調査研究等の活動に資する政務活動費とするため、所要の改正をするものであります。

以上、会議規則第14条第2項の規定により、議会運営委員会から提案をいたしますので、議員各位におかれましては、よろしく賛同賜りますようお願いを申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

本件は会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託がありませんので、これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより委員会提出議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

本県は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市一般会計補正予算（第7号））

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号））

○議長（藤枝 浩君） 日程第6、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）ないし報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号））までの4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第1号から報告第4号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

これらの報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分した笠間市税条例等の一部を改正する条例から平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてのご説明をいたします。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、その一部が同日及び同年4月1日から施行されたことに伴い、両日から施行が必要な部分について、本市税条例等の改正をする必要があったため、専決処分をしたものでございます。

それでは、今回の改正内容を笠間市税条例新旧対照表によりご説明をいたします。

9ページをごらんいただきたいと思います。

まず、笠間市税条例の一部改正でございますけれども、主な改正内容をご説明いたします。

9ページ及び次の10ページの第31条につきましては、法人税法及び地方税法の改正により、資本金等の額について定義の見直しと統一が行われたため条文の文言整理など、所要の措置を行うものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

11ページ及び次の12ページの第48条及び第50条につきましては、法人税法の改正に伴い引用条文にずれが生じたため、所要の措置を行うものでございます。

12ページから次の13ページの第57条及び第59条につきましては、固定資産税の非課税の規定の適用を受ける固定資産の追加に伴い、所要の措置を行うものでございます。

同じく13ページの附則第7条の3の2につきましては、所得税における住宅ローン控除制度の適用期限が1年6月延長されることにあわせ、個人市民税についても平成31年6月30日まで1年6月延長するものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

14ページ及び次の15ページの附則第9条及び第9条の2につきましては、確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税に係る寄附を行う場合には、当分の間の措置として、個人市民税の控除申請を寄附者にかわって寄附先団体が行うことを要請できる、いわゆるふ

るさと納税ワンストップ特例制度を創設するものでございます。

なお、この改正につきましては、平成27年4月1日以後に行われる寄附について適用するものでございます。

15ページの最下段から次の16ページの附則第10条の2につきましては、固定資産税の課税標準の特例のうち、わがまち特例に係る部分に関して、条文の文言整理など所要の措置を行うものでございます。

附則第11条及び第11条の2、17ページの第12条、19ページの第13条及び20ページの第15条につきましては、固定資産税の負担調整措置の適用期間について、平成29年度まで3年延長することに伴い、所要の措置を行うものでございます。

21ページから22ページまで附則第16条につきましては、軽自動車税について、平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を新設し、平成28年分の軽自動車税に限り軽減するものでございます。

次に、今回の地方税法の改正に伴い、平成26年度に施行した笠間市税条例等の一部を改正する条例（平成26年笠間市条例第27号）を改正する必要性が生じたものについて、主な改正内容をご説明いたします。

23ページをごらんいただきたいと思います。

附則第16条につきましては、先ほどご説明をいたしましたグリーン化特例の新設に伴い所要の措置を行うものでございます。

次の24ページをお開きください。

24ページ及び25ページの改正条例附則第1条及び第4条の改正でございますが、平成27年度以後の年度分に適用されることとされていた原動機付自転車、小型特殊自動車及び二輪の軽自動車に係る税率の引き上げについて、施行日を見直して適用開始時期を1年延長し、平成28年度以後の年度分から適用することとするものでございます。

以上で笠間市税条例等の一部を改正する条例の専決処分についての説明を終わります。

続きまして、報告第2号 平成26年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の専決処分についてご説明を申し上げます。

これは平成27年3月31日付で専決処分をしたものでございます。

予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

本補正予算は、地方譲与税、利子割交付金などの各交付金及び地方交付税の確定、また、国の緊急経済対策に伴う事業や岩間駅東土地区画整理事業特別会計の予算措置が必要であったことから、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億753万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億8,957万8,000円としたものでございます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費補正でございますけれども、1の追加につきましては、26年度内の完

了が見込めないため、堂ノ池整備事業、被災農業者向け経営体育成支援事業及び市道（笠）2111号線（笠間）道路整備事業の繰越明許費を設定したものでございます。

2の変更でございますけれども、国の補正予算による緊急経済対策として既に繰越明許費を設定しておりました、ふるさと名物商品事業とプレミアム付商品券発行事業での事業間の経費の組み替え及びプレミアム付商品券発行事業につきまして、県が実施する緊急経済対策事業をあわせて実施することとなったことにより、金額を変更したものでございます。

次に、歳入歳出の主なものについて事項別明細書にてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますけれども、9ページをお開きいただきたいと思います。

第2款地方譲与税から次のページの第10款の地方交付税までは、平成26年度の交付額の確定に伴い補正をしたものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、1目総務費県補助金1,700万円の増につきましては、国の補正予算による緊急経済対策として実施するプレミアム付商品券発行事業に、県が実施する緊急経済対策事業を上乗せして実施することとなったことから、県事業分の全額を交付金として受け入れるものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

第17款寄附金、第1項寄附金、2目総務費寄附金99万9,000円の増でございますが、ふるさと納税としていただいたふるさとづくり寄附金を増額するものでございます。

第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、4目岩間駅東土地区画整理事業特別会計繰入金3,469万1,000円の減は、岩間駅東土地区画整理事業で造成した土地の販売代金の一部について、一般会計に繰り戻しを予定しておりましたが、販売区画うち3区画が未売却となったことから減額をするものでございます。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。

12ページをごらんいただきたいと思います。

第2款総務費、第1項総務管理費でございますが、14目基金費8,702万4,000円の増は、今回の補正に伴う財源調整による財政調整基金への積み立てと、ふるさとづくり寄附金を元気かさま応援基金に積み立てるものでございます。

第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費800万円の減でございますが、緊急経済対策として実施するふるさと名物商品事業につきまして、第6款商工費、第1項商工費、2目商工振興費の、同じく緊急経済対策でありますプレミアム付商品券発行事業へ予算の組み替えをしたものでございます。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、組み替え分800万円に県事業の追加分1,700万円を合わせて2,500万円の増となっております。

13ページをごらんください。

第7款土木費、第4項都市計画費、6目岩間駅周辺整備事業費の201万円の増であります

が、岩間駅東土地区画整理事業で造成した土地が売却できず、その売り払い収入の充当を予定しておりました特別会計の事務費及び公債費等の財源手当が見込めなくなったことから、当面の財源手当として、一時的に一般会計から繰り出しを行うものでございます。なお、この繰り出しにつきましては、売却が行われた段階で一般会計へ繰り戻しを行う予定でございます。

以上で、平成27年3月31日付で専決処分をいたしました平成26年度笠間市一般会計補正予算（第7号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 上下水道部長藤枝泰文君。

〔上下水道部長 藤枝泰文君登壇〕

○上下水道部長（藤枝泰文君） 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））について、ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条は繰越明許費の補正でございます。内容につきましては、3ページ第1表繰越明許費補正の表をごらんください。

下水道管理事業の繰越額を2億7,150万4,000円から2億9,958万4,000円に、2,808万円増額補正するものであり、これは浄化センターいわまの処理施設機器の修繕工事であります。

繰り越し理由でございますが、自動除塵機故障による修繕工事の設計に当たりまして、設置後12年が経過している当センターの破砕機と関連機器についても調査したところ、ふぐあいが発生していることが判明いたしました。そのため設計方針の見直し等に不測の日時を要し、年度内完了が見込めなくなったことから、平成27年3月31日付で専決処分したものでございます。

以上で、報告第3号についての説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成26年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号））につきまして、ご説明を申し上げます。

専決処分の理由でございますが、岩間駅東土地区画整理事業により生み出されました保留地を、売り払いができなかったことに対応する予算措置が必要なため補正をするもので、平成27年3月31日に専決処分をしたものでございます。

1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,382万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,763万5,000円とするものでございます。

歳入歳出の主な内容につきましては、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

初めに、歳入につきまして、5ページをお開き願いたいと思います。

1款財産収入7,583万7,000円の減額につきましては、保留地3区画分の売り払いができなかったことによることとでございます。

2款繰入金201万円の増額につきましては、財産収入の充当を予定しておりましたが、保留地の契約ができなかったことによりまして、一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと思います。

1款土地区画整理事業費3,800万8,000円の減額につきましては、保留地販売促進紹介料、また測量業務委託料及び一般会計繰出金の減額でございます。

2款公債費3,582万円の減額につきましては、地域開発事業債の繰上償還分の減額でございます。

以上で報告第4号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第1号ないし報告第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決定しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 討論を終わります。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、報告第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 異議がありますので、この採決は起立により行います。

本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤枝 浩君） 賛成多数です。よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、報告第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、報告第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第7、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて法務大臣に候補者を推進し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名の方々が人権擁護委員として活動されております。

本諮問は、平成21年から活動されている鶴田亮子氏が平成27年9月30日をもって任期満了となることから、引き続き候補者として推進することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定に

より、委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより諮問第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

---

#### 議案第45号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第8、議案第45号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第45号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市教育委員会委員の井上明美氏が平成27年6月23日をもって任期満了になることに伴い、新たに永井秀雄氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより議案第45号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

議案第46号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第9、議案第46号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第46号 笠間市教育委員会教育長の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、新たな教育委員会制度への早期移行のため、笠間市教育委員会教育長に今泉 寛氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

〔「議長、教育長が座っていて別にいいの」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ちょっと休憩に入ります。

午前10時48分休憩

---

午前10時48分再開

○議長（藤枝 浩君） 会議を再開します。

それでは、市長の説明が終わりましたので質疑に入りますけれども、教育長の退席を願います。

〔教育長 今泉 寛君退場〕

○議長（藤枝 浩君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより議案第46号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意するこ

とに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時50分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

教育長が着席しました。

---

議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第48号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

議案第49号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（藤枝 浩君） 日程第10、議案第47号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてないし議案第49号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第47号から議案第49号 笠間市固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、笠間市固定資産評価審査委員会委員の任期が平成27年6月22日に満了することに伴い、大関 馨氏及び宇津義和氏を再任し、新たに小林かずえ氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第47号についてないし議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより1件ごとに採決いたします。

初めに、議案第47号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第48号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、議案第49号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤枝 浩君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第11、議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、特別職の職員で非常勤のものに外国語指導助手及び国際交流員を追加するため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては市長公室長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

〔市長公室長 橋本正男君登壇〕

○市長公室長（橋本正男君） 議案第50号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、市民を対象とした国際交流事業の実施や市内小中学校における外国語教育の指導の充実及びコミュニケーション能力の向上など、国際化に対応できる人材を育成するた

め、語学指導等を行う外国青年誘致事業を活用して任用する外国語指導助手及び国際交流委員の報酬及び費用弁償について所要の改正を行うものでございます。

議案書の新旧対照表に従いご説明させていただきます。

別表中、英語指導助手の項の次に外国語指導助手の項を追加いたします。報酬の額は月額32万5,000円以内、旅費の額は一般職相当分でございます。

続きまして、外国語指導助手の項の次に国際交流員の項を追加いたします。報酬の額は月額32万5,000円以内、旅費の額は一般職相当分でございます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第12、議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第51号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、昨年9月に制定いたしました条例を一部改正するもので、制定に際しましては、国が示した基準を笠間市が変更する特別の理由がないことから同様の規定といたしました。

本年4月に国は施設整備を促すため、保育士の定数の算定に当たりまして、小規模保育事業所、事業所内保育所の2種類について、保健師、看護師に加え、准看護師についても保育士として見なすことができる旨の変更をいたしましたことから、本市においても同様の制

度と改正するものです。

なお、本市においては、まだこの条例で規定する施設は整備されておられません。

内容につきまして、新旧対照表によりご説明申し上げます。

2 ページをお開きいただきます。

条文では第29条、第31条、第44条、第47条中にごございます条文に准看護師を加えるものでございます。

1 ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤枝 浩君） 日程第13、議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令等の改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健衛生部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

〔保健衛生部長 友水邦彦君登壇〕

○保健衛生部長（友水邦彦君） 議案第52号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令等の改正に伴いまして、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ、並びに低所得者に対します5割及び2割の軽減措置の拡充を講じるとともに、それらに伴います文言の整理等を行うため本条例を改正するものでございます。

内容につきましては新旧対照表によりご説明申し上げますので、4 ページをお開きいただきたいと思っております。

最初に第3条第2項中、基礎課税額51万円を52万円に、同条第3項中、後期高齢者支援金等課税額16万円を17万円に、同条第4項中、介護納付金課税額14万円を16万円にそれぞれ改正するものでございます。

次に、5 ページをごらんいただきたいと思っております。

第19条中、51万円を52万円に、16万円を17万円に、14万円を16万円に改正し、同条第2号中、24万5,000円を26万円に、第3号中、45万円を47万円にそれぞれ改正するものでございます。

6ページ以降の改正につきましては、文言の整理等による改正でございます。

3ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございますが、本条例は公布の日から施行しまして、平成27年4月1日から適用するものでございます。ただし、附則第17項の改正につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 議案第53号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（藤枝 浩君） 日程第14、議案第53号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第53号 市道路線の廃止及び認定についての提案理由を申し上げます。

本案は、茨城中央工業団地整備事業に伴う路線の廃止及び認定、並びに開発行為に伴う路線の廃止及び認定をするものであり、道路法第10条第3項及び同法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては都市建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 議案第53号 市道路線の廃止及び認定についてご説明を申し上げます。

今回の市道路線の廃止及び認定につきましては、新たに認定する路線が10路線、廃止する路線が3路線の合計13路線をお諮りするものでございます。

路線につきましては、1ページに一覧表を載せてございますので、ごらんをいただきたいと思っております。

別紙、路線調書には、廃止及び認定する路線名とそれぞれの起点、終点、延長、幅員などをそれぞれ記載してございます。

続きまして、2ページをごらんいただきたいと思っております。

廃止する路線を青色、認定する路線を赤色であらわした全体位置図でございます。

それでは、各路線について、資料に基づきご説明を申し上げます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、廃止及び認定する路線の市道（友）4075号線でございます。この路線は茨城中央工業団地整備事業に伴いまして市道路線が一部つぶれるため、終点を変更することになりまして、延長1,224.4メートルを廃止し、新たに同じ路線番号で延長1,200メートルを認定するものでございます。

また、これに伴いまして廃止及び認定する路線の市道（友）4020号線につきましては、終点を変更するため、延長726.2メートルを廃止し、新たに同じ路線番号で延長588.7メートルを認定するものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

同じく茨城中央工業団地内の市道（友）4168号線でございます。この路線は茨城中央工業団地に企業誘致が決まったことから、延長497メートルを認定するものでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区鯉渕地内の市道（友）3515号線でございます。この路線は柿橋団地の北側に位置し、民間事業者の開発行為に伴い終点を変更するため、延長46.2メートルを廃止し、新たに同じ路線番号で延長91.2メートルを認定するものでございます。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区美原地内の市道（友）3520号線でございます。この路線は、友部小学校の南側に位置しまして、民間事業者の開発行為に伴い延長241メートルを認定するものでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区美原地内の市道（友）3521号線でございます。この路線は、友部小学校の南側に位置しまして、民間事業者の開発行為に伴い延長122メートルを認定するものでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区旭町地内の市道（友）3522号線でございます。この路線は、友部第二小学校の東側に位置しまして、民間事業者の開発行為に伴い延長167メートルを認定するものでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区旭町地内の市道（友）3523号線でございます。この路線は、友部自動車学校の北側に位置しまして、民間事業者の開発行為に伴い延長35メートルを認定するものでございます。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

友部地区旭町地内の市道（友）3524号線でございます。この路線は旭台団地の北西側に

位置しまして、民間事業者の開発行為に伴い延長72メートルを認定するものでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

笠間地区稲田地内の市道（笠）3674号線でございます。この路線は、稲田駅の北側に位置し、民間事業者の開発行為に伴い延長36.3メートルを認定するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

#### 議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）かさまこども園建設工事）

○議長（藤枝 浩君） 日程第15、議案第54号 工事請負契約の締結について（（仮称）かさまこども園建設工事）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第54号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、（仮称）かさまこども園建設工事について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 福祉部長櫻井史晃君。

〔福祉部長 櫻井史晃君登壇〕

○福祉部長（櫻井史晃君） 議案第54号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、（仮称）かさまこども園建設工事でございます。

工事の概要としましては、笠間幼稚園とてらぎ保育所を統合し、木造1階建て、床面積2,202.86平方メートルの幼保連携型認定こども園の建設を行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、4月22日に一般競争入札を行った結果、落札者と4月30日に仮契約をし、契約を締結したところでございます。

契約金は9億1,314万円、うち消費税が6,764万円でございます。

契約の相手方は、水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役、鈴木勝彦でございます。

以上で議案第54号の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

ここで20分まで暫時休憩します。

午前 1 1 時 1 3 分休憩

---

午前 1 1 時 2 2 分再開

○議長（藤枝 浩君） 会議を再開いたします。

---

議案第 5 5 号 動産購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車）

○議長（藤枝 浩君） 日程第16、議案第55号 動産購入契約の締結について（水槽付消防ポンプ自動車）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第55号 動産購入契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、水槽付消防ポンプ自動車の購入について、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては消防長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長橋本泰享君。

〔消防長橋本泰享君登壇〕

○消防長（橋本泰享君） 議案第55号 動産購入契約の締結についてご説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、岩間消防署の水槽付消防ポンプ自動車1台を更新するための動産購入契約でございます。

購入車両の概要でございますが、車両総重量11トン未満、ダブルキャブオーバー型四輪駆動方式の水槽付消防ポンプ自動車でございます。

次に、契約についてでございますが、5月20日に指名競争入札を行った結果、落札者と5月26日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額は3,661万2,000円、うち消費税が271万2,000円でございます。

契約の相手方は、栃木県鹿沼市樅山町上原267番地、ジーエムいちほら工業株式会社、代表取締役、光野 巍でございます。

以上で議案第55号の説明を終わりにいたします。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

議案第 5 6 号 平成 2 7 年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（藤枝 浩君） 日程第17、議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本案は、平成27年度の補正予算であり、一般会計について補正するものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 議案第56号 平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,483万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ289億8,516万1,000円とするものでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表地方債補正でございますけれども、市道整備事業債（幹線道路整備事業）外2事業につきまして、国庫補助金の内示に伴い起債対象事業費を減額することにより、起債額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものにつきまして、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入につきましてご説明申し上げます。

第12款分担金及び負担金、第2項負担金、2目民生費負担金157万5,000円の増は、友部第二小学校、岩間第一小学校及び岩間第三小学校の放課後児童クラブにおいて、待機児童の解消及び保育スペースの確保を図るため、空き家教室の活用により、それぞれのクラブ室を増設し受け入れ児童数をふやすことから、保護者負担金を増額するものでございます。

第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金2,723万2,000円の増は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度におきまして個人番号カードの作成に対する補助金で、こちらは事業費に対しまして10分の10の補助となっております。

4目土木費国庫補助金1億387万5,000円の減は、市道整備等に充てております社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の内示によるものでございます。

第15款県支出金、第2項県補助金、2目民生費県補助金1,453万4,000円の増は、放課後児童クラブの増設に伴う放課後児童健全育成事業補助金487万4,000円と県の緊急経済対策

で実施するひとり親家庭等学習応援事業に対する補助金966万円でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

第18款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,594万5,000円の増は、今回の補正の財源調整といたしまして、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

19目岩間地区福祉振興基金繰入金156万2,000円の増は、岩間第一小学校及び第三小学校の放課後児童クラブ整備に繰り入れをするものでございます。

第20款諸収入、第4項雑入、5目雑入250万円の減は、自治総合センターコミュニティー助成事業につきまして、2地区で申請を行ってございましたけれども、1地区のみの採択となったことから減額をするものでございます。

続きまして、歳出でございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

第1款、第1項、1目議会費、19節負担金補助及び交付金220万円の増は、政務活動費交付金の増額によるものでございます。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費2,904万4,000円の増は、来年1月より開始されるマイナンバー制度におきまして、個人番号カードの作成等に係る事務を、地方公共団体情報システム機構に委任する経費及びカードの交付事務を円滑に進めるための臨時職員の経費となっております。

12ページをお開きいただきたいと思います。

第3款民生費、第2項児童福祉費、1目児童福祉総務費1,207万9,000円の増ですが、友部第二小学校、岩間第一小学校及び第三小学校の放課後児童クラブの増設に伴う運営委託料、整備工事費及び備品購入費が主なものでございます。

2目母子福祉費、11節需用費966万円の増は、県の緊急経済対策として実施するひとり親家庭等学習応援事業で、ひとり親家庭等に配付する図書カードを購入するものでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、4目幹線道路整備費1億4,188万2,000円の減、次の14ページになりますけれども、5目狭あい道路整備等促進費3,749万7,000円の減及び第4項都市計画費、2目街路事業費1,896万円の減につきましては、国庫補助事業の内示額の減により減額をするものでございます。

第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費506万9,000円の増は、友部中学校で保管しておりましたPCB廃棄物の処理を委託するものでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

第6項保健体育費、3目給食センター費237万6,000円の増は、笠間給食センターのボイラー配管等の修繕料でございます。

以上で平成27年度笠間市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（藤枝 浩君） 提案者の説明が終わりました。

---

### 散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月4日に開催しますので、ご参集くださいますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午前11時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 菅 井 信

署 名 議 員 畑 岡 洋 二